

認知症対応型通所介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
○目 次	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
○設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
○利用定員について		
○運営指導での指摘事項例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
○指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）		
○運営規定等の掲示について		

○人員に関する基準

単独型・併設型

職 種	資格要件	配置基準
管理者	・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者であること。 ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	事業所ごとに専従・常勤の者1人 ※当該事業所の管理業務に支障がない場合は他の職務に従事できる。 〈チェック〉 ☐事業所ごと管理者を常勤専従で1人配置しているか ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か ☐認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか
生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設において、通算して3年以上相談援助、看護、介護等の業務に従事した経験のあるもの H21.3.5 宮城県介保号外	勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ※生活相談員の確保すべき勤務時間数には、 ①サービス担当者会議・地域ケア会議に出席 ②利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助 ③地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用 など、利用者の地域生活を支える取り組みのために必要な時間を含めることができる。 〈チェック〉 ☐サービス提供日ごとに確保すべき勤務延べ時間≥サービスを提供している時間数 ☐資格は適切か
看護職員又は介護職員	看護師 准看護師	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護

		の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ※単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要があるが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。 ※提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護と密接かつ適切な連携を図るものとする。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 〈チェック〉 ☐単位ごとに常時1人を配置しているか ☐生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤か ☐医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか ※新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉系の資格がない職員については、採用後1年以内に研修を受講させること。
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 (はり師及びきゅう師については、それ以外の職種の機能訓練指導員を配置した事業所で6ヵ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)	1人以上配置 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 〈チェック〉 ☐機能訓練指導員を1人以上配置しているか ☐資格は適切か

共用型

職 種	資格要件	配置基準
管理者	・認知症対応型サービス事業 管理者研修を修了している 者であること。 ただし、管理者の変更の届 出を行う場合については、管 理者交代時の都道府県にお ける研修の開催状況等を踏 まえ、新たに管理者を配置 し、かつ、市町村からの推薦 を受けて都道府県に研修の 申込を行い、当該管理者が研 修を修了することが確実に 見込まれる場合は当該管理 者が研修を修了していない 場合であっても差し支えな い。	事業所ごとに専従・常勤の者1人 ※当該事業所の管理業務に支障がない場合は他の職務 又は他の事業所、施設等の職務に従事することができ る。 ※当該事業所の管理業務に支障がない場合は、本体事業 所等の職務に従事することとしても差し支えない。 〈チェック〉 ☐事業所ごと管理者を常勤専従で1人配置しているか ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か ☐認知症対応型サービス事業管理者研修を修了してい るか
他の従業者		共用型指定認知症対応型通所介護に置くべき従業者 の数は、本体事業所の利用者等の数と当該共用型指定認 知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数につい て、本体事業所における指定基準に規定する従業者の員 数を満たすために必要な数以上 例：本体事業所が認知症対応型共同生活介護の場合、そ の認知症対応型共同生活介護の入居者と、当該共用型指 定認知症対応型通所介護の利用者を合計した人数で、本 体事業所である認知症対応型共同生活介護の人員基準 を満たす数以上の介護従業者の配置が必要となる。 〈チェック〉 ☐指定基準以上の人員が適切に配置されているか

○設備に関する基準

単独型・併設型

設 備	設 備 基 準
食堂及び 機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
相談室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること。
静養室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により静養に適した環境が配慮されていること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。
その他	サービス提供に必要な設備・備品等を備えておかなければならない。

共用型

共用型の場合は、本体事業所の設備を共用するため基準は設けられていない。

○利用定員について

単独型・併設型の利用定員は 12 人以下とする。

共用型の利用定員については、本体事業所によって異なっており、下記のとおりとなる。

認知症対応型共同生活	共同生活住居ごとに3人以下
地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設	施設ごとに3人以下
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者と認知症対応型通所介護の利用者の合計が一日あたり 12 人以下となる数

※共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員とは、共同生活住居・施設・ユニットごとに、一日の同一時間帯に受け入れることができる利用者の数の上限となる。

そのため、半日しか利用しない方がいる場合は、一日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもある。

○運営指導での指摘事項例（登米市）

【運営に関する基準】
（内容及び手続の説明及び同意） ・ 契約書や重要事項説明書等において、氏名、契約年月日が記載されていないものが見受けられたため、改善すること。
（認知症対応型通所介護計画の作成） ・ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成し、作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得なければならないとされているが、認知症対応型通所介護計画が適切に保管されておらず、利用者からの同意が確認できない状況であったため、改善すること。
（掲示） ・ 運営規程の概要等が掲示されていないため、事業所内の見やすい場所へ掲示又は備え付けすること。

○指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）

（不正の手段による指定） ・ 生活相談員としての勤務実態がなく、人員基準を満たしていないことを認識していたにも関わらず、不正な指定更新申請書類を作成し、指定更新を受けた。 ⇒指定の全部の効力の停止3か月

○運営規程等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業者の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示または閲覧可能なファイル等により備え付けすることが義務づけられています。

掲示または備え付けにて利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

なお、すでに掲示等を対応していただいている場合でも、記載内容等に変更があった際に、差し替えが行われていない事業所が多く見受けられますので、最新のものを掲示等していただきますようお願いします。

また、令和7年度より、インターネット上で情報の閲覧ができるよう重要事項についてウェブサイトに掲載することが義務付けられています。法人等で運営するホームページや、介護サービス情報公表システムへの掲載が必要となっておりますので、ご対応ください。

併せて、これは基準等に定めはありませんが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容についても随時更新されておりますので、最新のものを掲示していただきますようお願いします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>